

## 教育委員会会議の概要（5月定例会）

- ◆ 日 時 平成 26 年 5 月 23 日（金曜日）午後 2 時 00 分
- ◆ 場 所 教育局第一会議室
- ◆ 出席委員 委員長 永広 昌之  
委員長職務代理者 油井 由美子  
委員 宮腰 英一  
委員 草刈 美香子  
委員 今野 克二  
委員（教育長） 上田 昌孝

### ◆ 会議の概要

- 1 開 会 午後 2 時 00 分
- 2 3 月定例会・4 月定例会会議録承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報 告 事 項

#### （1） 泉岳自然ふれあい館の開館について

（生涯学習課長 報告）

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

6月2日より一般利用者からの申し込みを電話で受け付けるということであるが、ホームページを開設するということであり、インターネットで予約を受け付けする可能性はあるか。また、火災によって完成が遅延することになったが、開館後の警備体制はどのようになるのか。

生涯学習課長

利用の申し込みについては、資料にあるとおり6月2日からの申し込みは専用電話で受け付けする。今のところインターネットでの申し込みは想定しておらず、開館後も電話あるいは直接来ていただいての申し込みということで考えている。

警備体制については、現在まだ工事中だが、火災発生後は常勤の警備員を配置するなど、再び火災が発生しないよう対策を講じている。開館後については、当然ながら消防法等の基準を満たした消火設備あるいは防火壁等を全て備えており、火災が発生しないよう対応していきたい。また、万が一火災が発生した場合であっても、万全の処置ができる体制にして、営業していくこととしており、安心して利用いただけると考えている。

委員長

利用の申し込み方法は、今、市民センターなどでは基本的にインターネットでの申し込みになっているが、泉岳自然ふれあい館が電話での申し込みというのは、今の時代の流れにそぐわないのではないか。ぜひそういう方法も可能になるよう検討していただきたい。

生涯学習課長

開館時には電話での申し込みとなる。お泊まりいただくにあたっては、名前や使用予定、食事に関する事など、インターネットでのやりとりでは確認できない部分もあるということもあって電

話で直接対応しての受け付けと考えている。今後、様子を見ながら、インターネットでの受け付けなども検討していきたい。

委員

株式会社オーエンスへの指定管理者が決定されたということだが、施設を貸すだけに留まるのか、あるいは株式会社オーエンスが独自に行う固有事業も含まれているのか。それらについては、実際に開館してからになるかもしれないが、おそらくそうした部分が入札でも問われたと思われ、その辺はどのようになっているか。

生涯学習課長

建物の引き渡しは6月中旬を予定しており、開館は7月であるため、まだ準備期間がある。現在の泉岳少年自然の家の引き継ぎ等も含め、これから開館に向けて受け入れ体制や、これまで泉岳少年自然の家で行ってきた学習機能等について引き継いでいけるよう、準備体制を整えていきたい。指定管理者の自主事業も運営の中で展開していくことになるものであり、指定管理者である株式会社オーエンスがその機能、役割を十分果たしていけるように、これからも準備体制をしっかりと整えていきたい。

委員

9月から市内の小中学校の利用が始まるということだが、事前に様々な自然災害を想定した避難訓練を徹底してほしい。

委員長

おそらく計画には入っていると思うが、かなり大きな施設であり、100人単位の宿泊になるので、きちんとした訓練が必要になると思う。私からもよろしくお願ひしたい。

委員

指定管理者の株式会社オーエンスの運営方法について、経営責任まで含めて管理することになるのか。食事代等も株式会社オーエンスの収入になり、その収入で従業員を雇って運営することになるのか。

生涯学習課長

今回の指定管理者制度は、業務委託として市の業務をお願いすることになるが、例えば料金等については、利用料金制度というものを導入しており、設定された範囲内で株式会社オーエンスが料金を徴収することとしている。よって株式会社オーエンスが自社で事業を拡大し、展開していくことが自社の収入、業績になるという制度であり、経営のモチベーションも踏まえた指定管理者制度になっている。したがって、委託という形だが、自主的な運営により努力してもらう仕組みになっている。

## (2) 「科学館展示リニューアル基本計画」の策定について

(科学館長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

今、特に小学校の理科で実験を取り入れる試みを増やして、子どもたちの理科の素養を高めようという試みをしているが、やはり理科で重要なのは、展示コンセプトの1番目にある、自分の目で見る、触れる、試して感じるという、自分で実際に行ってみることだと思う。学校教育の中ではこの部分がなかなかうまくいかず、そういう意味で科学館の果たす役割は非常に大きいので、今回のリニューアルは非常に期待している。また、コンセプトの5番目にある、地域の科学技術と利用者をつなぐということも重要であり、仙台市内には多くの大学、研究機関あるいは大企業があり、そこには無尽蔵と言っていいほどの科学館で展示するための資源が眠っている。これを企業や大学、研究機関と協力して市民に展示することは、仙台市にとっても非常に大事なことだと思う。これまでも行ってきたが、それが明確に今回のリニューアル基本計画に組み込まれたのは非常に素晴らしいと思う。

フロンティアゾーンのサイエンスフロンティアコーナーはある程度の期間で入れ替えも考えているということだが、具体的にはどのぐらいのスケジュールを考えているのか。

#### 科学館長

展示期間は、それぞれについて個別に定めなければならないと考えている。例えば補助金等をいただいている展示品は、その補助金の要綱等で最低5年は展示しなければならないと定められている場合がある。陳腐化が早いものであれば3年、あるいは展示期間が決まっているものは5年程度が目安となると思う。

委員長の最初の意見について、実際の物に触れて原体験をするというところが学校とは違うところであり、我々のような博物館的施設のメリットだと思っている。したがって、展示をリニューアルしてますますそういう点を強調しながら、市民が普段見られない、また体験できないようなものを展示し、いろいろな科学の体験ができる施設を目指していきたい。

#### 委員長

展示期間についてはいろいろな事情があるということは理解した。一定程度の期間展示しないと出展者も展示のしがいがないという一方で、リピーターを呼ぶことを考えると展示物を固定するのも問題があるということで、なかなか難しいかと思うが、個別に対応していただきたい。

ゾーニングの考え方について、3階のエントランス側に入出口があり、ここから出入りをするようになっているが、現在の科学館は4階が入口で、3階は出口専用である。この動線は今回のリニューアルでどのようになるのか。

#### 科学館長

現在は受付体制の問題もあり、入口を基本的に4階に限定している。これを展示リニューアルに合わせて改善できるかどうか現段階では分からないが、入館者が多い繁忙期は3階、4階の両方から入れるようにしていければいいと考えている。今は約束できる状況ではないが、なるべく3階から出入りできる体制にできればと考えている。

#### 委員長

リニューアル後は、外から見える3階部分にシンボル展示が展示される。そうすると、今の形ではないほうが入りやすいのではないか。例えば3階、4階両方に受付を設ける、あるいは3階から入って4階から出るといった方法もある。どういう方法がいいのか今後検討いただきたい。

#### 委員

外国語の表記について、人にやさしい科学館ということで、子どもから年配の方まで楽しめるということがコンセプトに挙げられている。それぞれで日本語表記もされているが、例えばチャレンジゾーン、インタラクティブゲートの表記についても日本語表記が併記されるのか、それともそのままなのか伺いたい。というのは、子どもが来館するということが家族連れが多いが、今はおじいさん、おばあさんが子どもをいろいろなところに連れていく場合がある。そうした時に、横文字のカタカナ表記が多くてどうしてもなじめないという声を聞くので、もし可能であれば分かりやすい表記にしていただければと思う。

#### 科学館長

大変重要なお指摘をいただいたので、ご意見に沿うように対処したい。

#### 委員

展示コンセプトの4番目に人にやさしい科学館とある。子どもから年配者まで国籍や性別を問わずということだが、例えば体の不自由な方、車椅子を利用している方もチャレンジゾーンなどは十分に見て触れて試して感じるができるスペースになっているのか。

#### 科学館長

科学館には特別支援学校の児童生徒も校外学習等で訪れるので、なるべくバリアフリーにして、そのような方々にも対応できるような展示にしていきたい。

#### 委員長

リニューアルは今年7月に実施するのか。

#### 科学館長

このリニューアル基本計画は今後リニューアルを行う際の方向性を示すものであり、具体的なリニューアルの時期はまだ決まっていないが、一部の展示は既にリニューアルしている。例えば今年の4月からは、仙台高等専門学校の生徒がロボットコンテストで優勝した時の機体を実際に動くように展示しており、大変好評である。このように先行しているいろいろなものを展示していきたいと考えている。

#### 委員

今、国は、自分の目で見て触れて、体験するというような方向に力を入れているようである。昨日のテレビ番組で、日本で製作した固体燃料のロケットを東南アジアの国々で使ってもらえる可能性があるという内容の番組が放映されており、日本の理系も復活しつつあるなど思いながら番組を見ていた。そういう意味で将来非常に楽しみな科学館なので、ぜひ実現していただきたいが、国の補助金はどのくらい見込まれるのか。

科学館長

リニューアルそのものに対する補助金については、今のところ把握していない。

委員

仙台市の独自財源でリニューアルするということか。

科学館長

そのとおりである。ただし、もちろん外部の研究機関などの力も借り、国の補助金が活用できるところがあれば、積極的に活用していきたい。

### (3) 教職員の人事に関する事項について (学校職員に係る懲戒処分の定期公表について)

(教職員課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

公表の例外措置について説明していただいたが、以前にもこういう事例があったのか。今回は、公表してほしくないという保護者の要望に対して、児童の最善の利益を考えて教育委員会として公表しないと決定したのか。保護者あるいは他の事情を教育委員会がまず考慮し、公表しないほうが良いということで例外措置としたのか。今後、このようなことが起こった場合にどのように対応するのかということもあるので、今回はどのように判断したのかお聞きしたい。

教職員課長

直近で公表の例外措置をとったのは、平成21年度に行った懲戒処分であり、平成22年5月の定期公表で公表した事案がある。

公表の例外措置については、「学校職員に係る懲戒処分の基準」に懲戒処分の公表についての規定があり、児童生徒が被害者である場合等第三者の権利利益が害されるおそれがあり、教育的配慮が必要な処分事案については、毎年5月に行う定期公表において、被害児童生徒が特定されない範囲で処分内容等を公表すると規定している。今回の事案に関しては、まずこの規定に該当するかどうか教育委員会の中で検討し、保護者からの強い要請があったため、公表の例外措置とした。

今後の公表の例外措置については、保護者、関係者からの要請ももちろん考慮していかなければならないが、まず教育委員会として公表の例外措置として扱うべき内容かどうか局内で検討することが第一になる。

委員

そのようなきちんとしたルール、規定に基づいて教育委員会で判断し、さらに保護者からの要望ということで、最終的にこういう形で公表することになったと理解した。今後もそういう考え方に基づいて続けていただきたい。もちろんこういうことがないにこしたことはないが、仮にこういう事案が発生した場合には、規定を踏まえた上で十分慎重に対応していただきたい。

委員

今後の不祥事防止対策の新たな取り組みとして、初任者等からの電話・メール等による相談事業「ふれなび」を開始したということだが、対象者を採用4年目までの教員としている。対象者を全教員にするという考え方は、初めからなかったのか。

教職員課長

対象者を採用4年目までとしたのは、仙台市の初任者層研修として、採用1年目から4年目までの教員を対象にフレッシュ先生研修を教育センターで実施している。そうしたことから、採用1年目から4年目までの教職員が教育センターの指導主事等と深く関わる場面が他の年代の教員に比べて多いということもあり、相談しやすい関係が作れているということで、採用4年目までの教員を対象としたものである。フレッシュ先生研修の対象になっている教員が、これまでの不祥事の事例等を踏まえると、いろいろ悩んでいることが多いということで、そこに特化した相談事業を始めたところである。

委員

若い世代の教員に悩んでいることが多いということだが、ベテランの教員もいろいろな悩みを抱えている方も多いという話も聞いている。校長先生に相談できないというのは残念な状況ではあるが、万が一、別のルートで悩み等が解消されるものがあるのであれば、もう少し範囲を広げてそういう場所を作ると教員の方々にも抛りどころになるのではないか。

学校教育部長

教職員に対する相談の窓口ということでは、心の健康相談を定期的実施しており、月2回、市役所の会議室を借りて相談員の医師が相談に応じている。今回の「ふれなび」という相談事業は、

今年度、初任者層を対象として新たに始めたものであり、今年度の事業の状況も見ながら、今後これをさらに広げていくかどうか、検討していきたい。

#### 委員長

今回教職員課長から報告があったが、「ふれなび」の窓口は教職員課になるのか。相談一般については教育相談課があるが、窓口はどちらの課になるのか。

#### 学校教育部長

今回の報告は、職員の処分に係る再発防止策ということで、教育局全体、主に学校教育部の取り組みをまとめて教職員課長から報告させていただいた。具体的に不祥事防止対策を挙げているが、この中のコンプライアンス研修は教育センターが実施している。また、「ふれなび」についても教育センターが担当するものであるが、学校教育部の各課が連携、協力して不祥事防止対策を実施していきたい。

#### 委員

不祥事防止に関していろいろな対策をとっているということで、コンプライアンス研修の資料もお示しいただき、大変感心している。規定をきちんと設けて、それについてきちんと研修を受けてもらい、事例についても勉強してもらうということで、効果は十分にあるかと思う。それも極めて重要なことだが、企業を営んでいる立場からすると、夢が持てるとか、精神衛生上いいことをするとか、いかに社員のストレスを下げるかという、前向きな観点の取り組みもする必要があると考えている。そういった前向きな取り組みとしてはどのようなことをしているのか。教育委員になって半年が経過し、その間いろいろな資料を見せていただいたが、そうした部分についてはまだ見えない。学校の先生方一人一人が日本の未来を作る、これは間違いないことであり、学校の先生方がどういう指導をするかによって日本の未来が決まると言っても過言ではない。そういう意味で非常に大切な素晴らしい仕事をしていただいているわけだが、教員だった私の同級生の話やその辺が見えてこない。そういう意味で、そういった前向きな取り組みとしてはどのような取り組みをしているのか。

例えば、山口県萩市にある明倫小学校では、履物を揃える、「はい」という返事をする、挨拶をするなど、そういう基本的なことを徹底して児童に指導している。そうした指導により、いじめが少なくなったり、履物を揃えることによって心が揃うというような教えをしている。私もそうしたことを参考にしながら、常日頃大変苦戦しながらやっている。そういうことは子どもの頃から徹底することによって身につく。

それが中学生、高校生、大学生になってからやろうとしても難しいが、18歳以上の人に対してそういうことをやっているところがある。島根県にある益田ドライビングスクール、通称MDSという自動車教習所であり、田舎にある教習所であるが、そこに通う人がかなり多い。そこでの指導内容は、教習所だから運転免許証を取得するというものだが、例えばトイレ掃除を徹底してやらせるなど、通常の教習所では考えられないようなことをたくさん行っている。その結果、その卒業生は運転マナーが非常に素晴らしいと言われており、また社会人としても非常に評価を受けているということである。18歳以上の人々の教育についても、そういうことによって変えられる可能性があるという意味では、この2つの事例は私も非常に参考にしている。そういう方向の中で先生方の不祥事あるいは児童生徒のいじめ問題にも関連しそうな気がするので、そういう方向について取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

#### 次長

教職員の賞賛の部分であるが、頑張っている教員はたくさんおり、各教科・領域などで尽力している教員には、優秀教員ということで表彰制度を設けている。また、各教科・領域等で優れた指導力を持っている教員は、他市町村ではスーパーティーチャーやマイスターティーチャーという名前のところもあるが、仙台市は教科指導員ということで、指導主事と同等に学校訪問をして各学校の指導にあたる制度を作っている。また、そういう優秀で将来有望な教員に対しては、国や大学の研修などに派遣して、そこで勉強してきたことを講師として教育センター等で活躍してもらう場を設定して、頑張っている教員にはさらに頑張ってもらおうという取り組みをしている。

#### 委員

例えば学校の成績を考えると、トップクラスの生徒は褒められるが、私の成績は下の方だったため、あまり褒められなかった。そうした下位層の人達に対して、表彰制度は精神衛生上プラスになりにくい。自分の同僚が表彰されているのに自分は表彰されないということは、表彰された方は確かにモチベーションが上がるが、不祥事をなくすということにおいては、表彰されない人のモチベーションも上げる必要がある。規定で厳しくする、それから、こういうことをするとこうなる、こういう場合はこうなさいという指導だけではなく、表彰されない層の教員に対してどうやって夢を描かせ、モチベーションを上げるかというところが重要であり、私もどうやって従業員のモチベ

ーションを上げるか非常に悩んでいる。黙っていて仕事をする人はするが、そうでない人をさせるということは常日頃悩んでいる。表彰制度だけでは、上位1割ぐらいのモチベーションは上げられるかもしれないが、そこから下の層の場合には難しいのではないかと思う。できれば下から上まで全員のモチベーションを上げられるような、夢を描けるような何かないものか、立場上いろいろ考えている。

教職員課長

学校現場での取り組みとして、学校職員評価という制度をどの学校でも全ての教職員が行っている。年度ごとにそれぞれの教員が、例えば年齢や経験年数、学校での役割などを踏まえて一人一人が1年間の目標を示し、それについて校長、教頭が、それぞれの職員の特徴や年齢、経験年数等をもとにして、あなたならこういうことをもう少し頑張ったらいいのではないかなどアドバイスをし、そしてその目標に向けての取り組みを評価して、1年間でここが伸びた、とてもよかった、それでは来年はここが課題になるので頑張ってもらいたいということを一人一人の職員に校長が指導して、次の年度にその目標を踏まえた改善をしていくということで取り組んでいる。いずれにしても校長からの指導になるので、校長には風通しのよい職場づくりということで、何でも校長に相談し、校長も職員に対して素晴らしい活躍だけではなく小さいことでも褒めて、その教員なりの達成感を味わえるようにといった取り組みを行っている。

委員

先ほどの公表の例外措置については説明していただき納得したが、被害に遭った子どもが地域に住みづらくなったり、不安を持って生活したりすることのないように、ぜひ守っていただきたい。また、将来自分が被害者だと気づいた時にもできるだけサポートする体制をとっていただきたい。

委員長

不祥事の防止対策についてはこれまでも教育委員会でいろいろな取り組みを行ってきたが、今後とも総力を挙げて、特に教職員のスキルアップを図って根絶に向けた動きを作ってもらいたい。なお、懲戒処分の公表については、委員から意見があったように、情報公開が原則なのでそれを原則としつつ、個別の事案についてはまずは教育委員会として原則を確立した上で、個別に検討いただきたい。

#### (4) 平成25年度健康実態調査結果の概要について

(健康教育課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

学校保健関係調査のデータで、小学校の男女、中学校の男女ともに、身長は平成10年あるいは11年をピークにして横ばいしないし、やや下がってきている傾向があるが、これは全国的にそういう傾向になっているか。

健康教育課長

身長・体重等体格の部分は、ご指摘のとおり全国的にも下がっている傾向にある。

委員長

体重が下がるのは必ずしも悪いことかどうか分からないが、身長が少し減少している原因について、全国的にみて研究事例はあるか。

健康教育課長

分析結果は出ていない。

委員長

学校体育関係の体力・運動能力調査について、報告書の48ページ以降にスパイダーダイアグラムでソフトボール投げや立ち幅とびなど各項目の結果が示されている。仙台市の目標値との比較では、学年あるいは男女によって目標値を達成している項目がいくつか見られるが、全国平均との比較では、立ち幅とび、50m走、20mシャトルランが、小学校1年生から中学校2年生まで男女を問わず全国平均よりも低い。これは学校教育に入る前から仙台市はそういう傾向があり、学校教育の中でもそれが是正されず、少なくとも中学校2年生ぐらいまではそういう傾向が見てとれる。中学校3年生だけが例外のようだが、おそらくこの傾向はここ数年同じだと思うが、仙台市の児童生徒がなぜこのような状況なのかという理由を把握しているか。

健康教育課長

仙台市だけということではないと思うが、生活様式の変化や様々な環境面の違いによって、私たちの世代と今の児童生徒でかなり運動環境が変わってきている。したがって、小学校に入学する前

からさまざまな要因で、以前よりは今の子どもたちの方が体力の面で低くなっていると推測される。そのまま小学校に入学し、小学校では体育あるいは授業の間などで様々な取り組みを行っているが、なかなか改善されない。中学校に入ると、体育の授業のほかに運動部活動がほぼ毎日のように行われているので、体力の面については上がってくるということが言えると思う。握力や立ち幅とび、ボール投げなど全国と比較して低い項目については、具体的な原因は分からない状況である。

#### 委員長

一般的に今の子どもたちは昔に比べて外で遊ぶ機会が減っていると思うが、それはおそらく全国共通であって、全国平均との比較で小学校1年生から中学校2年生まで継続して全国平均より低いというのは、その地域に何か理由があると考えなければならない。そこがはっきりしなければ、どういう手立てをとれば改善されるか分からないが、どのような理由があるか。

#### 理事

宮城県全体でも体力向上が課題だということで、県全体の教育委員会の会議等においても話があったが、仙台市も含めて都市化現象の影響で外での遊び場が減っている。また、遊びも、昔の校庭や空き地を中心にした遊び、駆け巡るとかボール遊びから、ゲームになり、結果として屋内遊びにシフトしている。仙台市だけの問題ではないが、そういう傾向が顕著に出てきているというのが一般的な傾向として挙げられている。また、仙台市の場合は、旧中心部の校地の敷地面積が全体的に狭い傾向があり、そうしたことも影響していると思う。結果として数字上では全国平均や宮城県平均より下回っている項目はあるが、社会現象の影響を相当受けている。特に仙台市が体育指導に関して後ろ向きであるとか、あまりやっていないということはない。

#### 委員長

中学校になるといくつかの項目は大きく改善している。それは確かに部活を含めた運動器官の強化というのがあると思うので、適切な手立てをとれば改善されると思うので、今後も検討していただきたい。

#### 委員

健康教育推進校ということで、小学校と中学校あわせて3校から4校程度指定しているが、健康教育推進校というのは、食育を中心とした推進校ということで指定したと理解してよいか。

#### 健康教育課長

健康教育推進校は、食育に留まらず、学校体育、学校保健という大きな3つの分野を推進してもらおうということで指定している。

#### 委員

体力、体格の問題や食もスポーツも全てつながっているが、スポーツに関しては、運動習慣の分野でアスリート活用事業を実施している。食育担当の栄養教諭等が配置されているのであれば、栄養指導に特化した推進校も検討してはどうか。保護者、あるいはおじいさん、おばあさんの世代の方々を学校に招いて共食の楽しさを味わうなどの取り組みをしてはどうか。普段一人で食事したり、朝は忙しくて朝食を食べないというアンケート結果もあったので、そうした食や栄養といった研究課題を設定した推進校の検討をお願いしたい。それは、将来子どもたちが大きくなり、進学や就職で県外に行って生活する時に、小中高の時に感じた味覚やどのように作るのかというレシピは覚えていっている。もちろん家庭科でも一部実習しているが、食に関しては家庭科のごく一部なので、食に着目した推進校で、子どもでも作れる栄養素を満たす料理を教えるなど、実際に子どもたちも一緒になって取り組む中で、食育を中心とした推進校で報告書を出して、またそれを全市の小中学校に送る、そのようなことも考えていいのではないか。これは私個人の要望であるが、やはり食生活は子どもの時の習慣が青年期にもつながっていくし、非常に人間の基本的な生活の大きな部分であるので、学校によっては食育や栄養指導を担当する栄養教諭等がいるので、ぜひ専門性を生かして、子どもたちにも食に関心を持って自ら動き出すような、子どもたちの自発的な活動につながるような、運動面とはまた別な意味の推進校を考えていただきたい。

#### 健康教育課長

先ほどの健康教育推進校の説明の中では、体育、保健、食育の3分野を推進すると申し上げた。それはとりもなおさず運動習慣、生活習慣、食習慣のことであり、これらを総合的に実践していくというのが健康教育推進校の目的である。食育については担当する教職員がいる学校もあり、食育に重点的に取り組んでいる健康教育推進校がある。それらの具体的な事例について、指導主事からご説明する。

#### 指導主事

今年度の健康教育推進校になっている湯元小学校は、学校に調理場がある単独調理校になっており、食育に重点を置いて進めていくことになる。また、今年度4月に全校に配布した「食に関する指導の手引」を健康教育推進校の4校で使ってもらい、食育をさらに進めること、また、8月には

健康教育研修として「お弁当の日」と題し、児童生徒も含めた市民対象の研修を行う予定である。そうした取り組みにより、子どもたち自身に食の大切さ、食に対する技量をつけてもらおうと考えている。

委員

食はいろいろできるものであり、「お弁当の日」を設けるとか、季節ごとの節句のときの食事でも1年のサイクルを覚えるなど、単なる食の行為のみならず、教育的な意味をいろいろと持っているもので、そのようなことも含めて健康教育につながっていくと考えているので質問させていただいた。

委員

学校保健関係調査の調査項目の発育測定の高さについて、何を目的に座高を測るのかずっと疑問に思っていた。最近、座高が高いほうが健康であるという説があり、それに基づいて測定しているというが、そういう目的で測定しているのは事実なのか。また、座高が高いほうが健康であるというのは事実なのか。

健康教育課長

座高については、これまで身長、体重とセットで測定してきたが、このたび文部科学省から平成28年度から座高測定を廃止するという方針が示された。これまで座高を測ってきた理由については、戦前の兵役検査の名残ということと聞いているが、最近子どもたちの間では足の長さといった部分に引用されているようである。しかしながら、座高を測る必要性を吟味した結果として、文部科学省から廃止という方針が出された。

委員

報告書の99ページに、高等学校第2学年女子の「食べない日が多い」「ほとんど食べない」を選んだ生徒の中で、朝食を食べない一番の理由として「食事が準備されていない」と回答した生徒の割合が平成24年度は8.7パーセントあったが、平成25年度には0パーセントになっている。これは家庭の協力ができないと思うが、重点的に取り組んだものか。

健康教育課長

特に対策をとったわけではない。

委員長

高等学校2年女子は対象人数が少ないのでデータのばらつきが大きい。

委員

市立高等学校の数が少ないということか。

委員長

そのとおりである。対象人数が少ないため、年度ごとによりばらつきが出る。

## 5 付 議 事 項

### 第2号議案 平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

### 第3号議案 平成27年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書採択方針について

(教育指導課長、特別支援教育課長)

原案のとおり決定

[主な質疑]

委員長

中学校の教科書は昨年度と同一のものを採択することになっているので、小学校と特別支援学校の小学部について新たな採択をこの採択方針に基づいて行うということである。

委員

4月に教科用図書の採択地区に関して改正されたが、仙台市の場合は、これまでどおり仙台市全域で1つと理解してよいか。

教育指導課長

そのとおりである。

委員

特別支援学校の場合は、県との関係があるが、仙台市が独自に選定したものを県に異議をとえられないことはないか。

特別支援教育課長

一般図書については、県から示される教科書がたくさんあるが、それを選択するのも、選択しないのも仙台市独自にできる。また、別の教科書がいいということで、仙台市独自に加えることもできる。

委員

それは、仙台市に裁量があり、県との関係でもそれほど拘束されることはないと理解してよいか。

特別支援教育課長

そのとおりである。

委員

採択の観点については、変更点等はあるのか。

教育指導課長

昨年と同様であり、変更はない。

#### 第4号議案 平成27年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択方針について

(高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

[主な質疑]

委員

採択の観点として11項目挙げられている。先ほどの義務教育諸学校の教科書においてもほぼ同じ内容であったが、この採択の観点はいつ決められたものか。概ねこの観点でいいと思うが、教科書の記述の仕方や図表の選定の仕方も変わってきており、この観点はいつ決められ、今年度は見直しをしないのか。

また、その項目の中に「表現が適切である」という文言についてはこれでよいか、あるいは法令等の用語を使って「正確な記述である」としたほうがよいか、検定基準には「適切」ではなく、「正確さ」という表現が使われているが、文言を揃えるということも考えられる。

学校教育部長

今手元に資料がないため、いつこの採択の観点を決めたのかお答えできないが、基本的に教科書は文部科学省の検定を通った中から選ぶことになっている。したがって、内容の記述や学習指導要領に沿った内容かどうかは、既にチェックされているものと理解している。その中から仙台市教育委員会として、実際に学校現場で子どもたちが使うものとしてどれが適当なのかという観点で、相対評価で選ぶことになる。今ご指摘のあったように、表現が正確であるという観点に立った場合、どれが正確でどれが正確でないという形で教科書同士を比較することはなかなか難しい。基本的には検定を通った教科書であるという前提に立って、仙台市の児童生徒が学ぶ時により適切であるかという観点で比較することになる。そういった意味でこの採択の観点を決めたものである。

理事

平成13年頃、教科書採択についてマスコミや議会でも取り上げられて非常に注目された時期があり、そうした中で全体の見直しを行った。より透明性を高めより丁寧にしていくという中で、採択基準の明確さも必要だという判断があり、資料3の宮城県の採択方針等を基本にしながら仙台市独自の採択の観点を作成したものである。委員ご指摘の点については、宮城県の採択方針等の中に図表や表記が適切であるという項目があり、基本的にこれを踏襲して、仙台市独自の表現を盛り込んだものである。一方で、仙台市固有の歴史文化にも着目した採択の観点にも入れるべきという意見があり、そうした項目を追加している。その後、十数年経っているが、毎年見直しを行い、ある程度定着したものであり、今回は採択の観点について変更する必要性は低いと判断した。

委員

先ほど正確と言ったが、これは判断が難しいので、例えば内容、記述に誤りがないこと、あるいは不正確性がないことなど否定形の書き方、表現もあるかと思う。

理事

誤りがないかという点については、検定教科書を前提にしているので、ないものと理解している。

委員

検定教科書だが、時々誤りはあると聞いている。

理事

明らかな誤りなどはそもそも検定で通らないが、誤植などはもちろんある。こちらでも見つけた場合はすぐに文部科学省に連絡し、文部科学省から教科書会社に直ちに修正してもらうようにしている。

委員

そういう誤植等があるので、気づいたところを申し上げたが、「適切」という表現の中に含まれていると理解した。

**第5号議案 平成26年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書選定協議会委員の委嘱等について  
(秘密会)**

(教育指導課長 説明)

原案のとおり決定

**第6号議案 平成26年度仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書選定協議会委員の委嘱等について  
(秘密会)**

(高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

**第7号議案 仙台市障害児就学指導委員会委員の委嘱等について  
(秘密会)**

(特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

**第8号議案 仙台市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について  
(秘密会)**

(教育相談課長 説明)

原案のとおり決定

**第9号議案 教職員の人事に関する事項について  
(平成27年度学校教職員人事異動方針について)  
(秘密会)**

(教職員課長 説明)

原案のとおり決定

**第10号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について  
(仙台市学校条例の一部改正について)  
(秘密会)**

(学事課長 説明)

原案のとおり決定

6 そ の 他

事 務 局 次回定例教育委員会は6月27日（金）に開催する予定である。

7 閉 会 午後4時55分